

【令和6年能登半島地震関係】

## 住宅の応急修理制度について（災害救助法）

### 申込み・問合せ

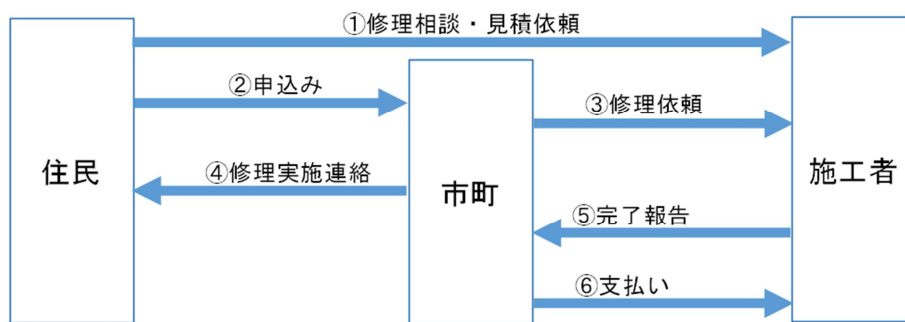
能美市 土木部 まち整備課（能美市役所 寺井分室 2階）

TEL：0761-58-2251

### 概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込み（申込者が業者見積書を添付し申込み）に基づき、市が施工業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレ・リビング・寝室など日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

#### ★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、**工事中**、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の**品番の撮影**やカタログの写しを用意

### 対象者

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※**納屋や車庫、空き家は対象となりません。**

### 費用の限度額

（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

### 完了期限

令和6年12月31日